

毎月勤労統計調査特別調査を実施します

厚生労働省と山口県では、常用労働者数1～4人の事業所を対象として、賃金、労働時間及び雇用の状況を調査する毎月勤労統計調査特別調査を令和元年7月31日現在で実施します。

県知事が任命した統計調査員が、7月下旬から8月にかけて調査対象として指定された地区内の事業所へお伺いしますので、調査へのご回答をお願いします。

●問い合わせ先

山口県統計分析課商工労働統計班
〔☎083(933)2654〕

後期高齢者医療制度のお口の健康診断（無料）

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態及び口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、お口の健康診断を無料で行っています。

●健診項目 口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無等）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など

●対象者

①前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得された人

①前年度において障害認定により新たに被保険者資格を取得された人

- 期間 令和2年1月31日迄まで
- 受診券 5月末までに封書でお届けしています。
- 実施場所 実施歯科医療機関については、受診券に同封しています。
- 持参品 お口の健康診断受診券、同封の質問票、後期高齢者医療被保険者証
- 問い合わせ先 山口県後期高齢者医療広域連合業務課
〔☎083(921)7112〕

毎年7月は“社会を明るくする運動”強調月間です 第69回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

趣旨

犯罪や非行が生まれるのは、地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うこととなります。犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、国及び地方公共団体が各種政策を進めていくことはもちろんのこと、国民のひとりひとりが、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが大切です。

山口県においては、減少傾向にあるものの、平成30年において5,419件の犯罪が認知されています。この状況を踏まえ、関係機関・団体及び地域住民相互が連帯を強め、誰もが幅広く参加できる「地域との連携」、「地域と協働した活動の推進」に取組み、犯罪や非行のない地域社会を実現させるための効果的な活動を活発に展開し、本運動に対する地域の人々の理解と参加を求めています。

行動目標

- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

重点事項

- 「出所者等の事情を理解したうえで雇用する企業の数を増やすこと」
- 「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」
- 「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」
- 「犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境をつくること」
- 「非行少年等が学びを継続できる環境を作ること」

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

取組内容

- ◆啓発巡回出発式 市役所 玄関前 7月1日(日) 8時45分から
- ◆広報車による市内巡回啓発 7月1日(日)～16日(日)
- ◆MYTで広報映画放映
- ◆第69回“社会を明るくする運動”美祢市推進大会開催
 - 日時 7月24日(日) 14時から
 - 場所 美祢市民会館
- ◆作文募集
 - 対象 小・中学生
 - 募集内容 日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなど（400字詰め原稿用紙3～5枚）
 - 募集締切 9月5日(日)
 - 発表 最優秀賞は広報「げんきみね。」に掲載
 - 表彰 小・中学校別 最優秀賞 1点/優秀賞 2点

美祢更生保護女性会と秋芳美東更生保護女性会の取り組み

私たち更生保護女性会は家族の絆対策として、5つの願いを作成しました。

非行のない明るい社会を目指していきましょう。

7月1日からの強調月間中、学校訪問やミニ集会等を通じて啓発活動を行います。

【家族の絆5つの願い】

- 一. 笑顔であいさつしましょう
- 一. 食事を楽しくしましょう
- 一. 何でも話せる家族になりましょう
- 一. お互いに認め合いましょう
- 一. 思いやりの心を育てましょう



作文提出・問い合わせ先 “社会を明るくする運動” 美祢市推進委員会事務局（地域福祉課内）〔☎0837(52)5227〕

六次産業化振興推進事業費 補助金を活用しよう!

市では、六次産業化を目指す生産者等を対象に下記表の内容で補助金の交付を行っています。ご不明な点や申請手続き等については、お気軽に六次産業振興推進室にお問い合わせください。

1 六次産業化振興推進事業

(1) 六次産業化加工品開発事業

① 農林水産事業者自らが本市の一次産品を活用した加工品の開発事業
⇒30万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、新たな取組みを目的とした事業者は補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

② 農工商連携等による本市の一次産品を活用した加工品の開発事業
⇒20万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、他業種及び他事業との連携による事業は補助率を補助対象経費の2/3以内とし、30万円を上限とする。

2 地域ブランド化推進事業

(1) 六次産業化加工施設等整備事業

○ 農林水産事業者自ら又は農工商連携等により本市の一次産品を活用し地域ブランド商品となり得る可能性のある加工品の施設整備事業
⇒60万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、新たな取組みを目的とした事業者又は、他業種及び他事業との連携による取組みを目的とした事業を実施する場合は補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

(2) 六次産業化販売促進事業

○ 農林水産事業者自ら又は農工商連携等により本市の一次産品を活用し地域ブランド商品となり得る可能性のある加工品の販路開拓事業及びMine Collection認定商品の販路開拓事業
⇒20万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、Mine Collection認定事業者については補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

注意 ① 申し込みされる前に必ず事前にお問い合わせください。

② 申込期限は令和元年12月27日金までです。

申請・問い合わせ先

六次産業振興推進室

【☎0837(52)5224】【☎0837(52)3434】

プレミアム付 商品券事業のお知らせ

10月に予定される消費税率引上げの消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行します。

購入対象者	次のいずれかの要件を満たし、プレミアム付商品券購入引換券の交付を受けた人(1)に該当する人は購入引換券交付申請が必要、(2)に該当する人は申請不要)	販売価格	額面500円の商品券10枚(5,000円分)を1冊として4,000円で販売 ※購入引換券1枚につき5冊まで購入可(最大で25,000円分の商品券を20,000円で購入可)
	(1) 令和元年度住民税非課税者 (住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。) ⇒購入引換券交付申請先は、基準日(平成31年1月1日)に住民登録がされている市区町村になります。 ※対象者には交付申請書類を、7月頃に送付予定です。	利用対象とならないもの	①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ④性風俗関連特殊営業に関わるもの ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課
	(2) 平成25年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主 ※対象者には購入引換券を、9月以降に送付予定です。	商品券販売期間	10月1日(火)から令和2年2月29日(土)まで
		使用期間	10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで
		商品券使用可能店舗	公募による(美祢市内に店舗、事業所等を有する事業者)

問い合わせ先 地域福祉課【☎0837(52)5227】※事業内容は現在の予定であり、今後変更になる場合があります。

プレミアム付商品券の取扱店を募集しています

この事業が、市民の皆さんにとって有益なものとなるためには、少しでも多くの事業者にと取扱店となっていただくことが不可欠です。美祢市ホームページ等で募集要項をご確認のうえ、「取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送又は持参で地域福祉課にご提出ください。

申込期限 8月30日(金)

※期限を過ぎた後も一定の期間受付は行いますが、ちらしへの掲載がされません。